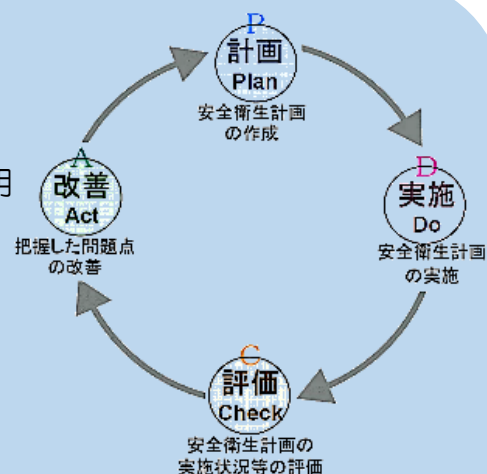


労働安全衛生マネジメントシステム

事業場において、

- ①事業者（経営トップ）による安全衛生方針の表明
- ②危険性又は有害性等の調査
及びその結果に基づき講ずる措置
- ③安全衛生目標の設定
- ④安全衛生計画の作成・実施・評価及び改善



を、体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等の事業実施に係る管理と一体となって運用されるもの

事業者（経営トップ）による安全衛生方針の表明

PDCAサイクル

危険性又は有害性等の調査の実施（P）

安全衛生目標の設定（P）

緊急事態への
対応等（P）

安全衛生計画の作成（P）

安全衛生計画の実施等（D）

日常的な点検、改善等（C、A）
労働災害発生原因の調査等（C、A）

システム監査の実施（C）

改善（A）

基本要素

体制の整備

労働者の
意見の反映

明文化

記 録

システムの見直し